

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の保険料のお支払いと 保険証(被保険者証)の一斉更新について



7月に保険料をお知らせします

本年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からのお支払い（特別徴収）となりますが、次のいずれかに当てはまる方は「年金からのお支払い」ができないため、納入通知書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

- 年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

年金からの支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。

口座振替を希望される方は、後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

新しい保険証は桃色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年 7月 31日
交付年月日	平成30年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
医療給付年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日で満了となるため、引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、お持ちの黄色の減額認定証を破棄し、水色の減額認定証をご使用ください。有効期間は保険証と同じく1年間です。

8月以降は使用できなくなり、8月1日からは、お持ちの橙色

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、後期高齢者・医療給付担当へ申請してください。

【交付要件】

減額認定証は世帯全員が住民税非課税である方が交付対象になります。また、次の区分Ⅰ、区分Ⅱにより自己負担限度額等が異なります。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方で、区分Ⅰに該当しない方

新しい減額認定証は水色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	平成31年 7月 31日
交付年月日	平成30年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長入院 額当年月日	平成30年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601

平成30年
8月から

国保からのお知らせ

高額療養費の自己負担限度額が変わります

国保では、皆さんの医療費が高額になったときに負担が大きくならないよう、所得などに応じて自己負担額の上限を定め、それを超えた分を高額療養費として支給しています。

このうち、70歳以上75歳未満の方の限度額について、世代間の負担の公平と負担能力を考慮した見直しが行われ、8月から下記のとおり変わります。皆さんの国保制度を健全に維持していくために、ご理解とご協力をお願いします。

自己負担限度額
(月額)

平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【44,400円】
一般	14,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円 (年間上限額 144,000円)	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円 (年間上限額 144,000円)	15,000円

平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% 【140,100円】
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% 【93,000円】
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【44,400円】
一般	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円 (年間上限額 144,000円)	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円 (年間上限額 144,000円)	15,000円

【 】内は、過去1年間に3回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降(多数回該当)の限度額

所得区分が「現役並み所得者」の方の変更点

平成30年8月から、所得区分を細分化して、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと三段階に分けられ、70歳未満の人と同じ限度額に設定されます。

所得区分が「一般」の方で外来(個人単位)の場合の変更点

平成30年8月から18,000円に改正されます。ただし、長期療養されている人の負担が増えないよう、年間限度額144,000円が設定されています。

高齢受給者証が変わります

70歳以上75歳未満の方に交付される高齢受給者証が、8月から被保険者証と一体化され、従来のはがきサイズで交付していた受給者証が廃止されます。

新しい高齢受給者証は、被保険者証の更新時に交付しますので、8月1日からお使いいただけます。

国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 記号 [] 番号 [] まで
氏名 []	性別 []
生年月日 []	一部負担金の割合 []
資格取得年月日 []	
交付年月日 []	
発効期日 []	
世帯主氏名 []	
被保険者住所 []	
保険者番号 []	保険者名 []

問合せ/国民健康保険担当 (内線1215~1217)

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
7月	12日(木)	10日(火)	17日(火)
8月	9日(木)	7日(火)	21日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費
無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500 (直通) 役場1階福祉部内

農政課から

中山間地域等直接支払交付金事業に係る 集落協定等を公表します

本町では、農村環境の整備を中心に、多面的機能の確保を図るため中山間地域等直接支払交付金事業を実施しており、本年も実施要領に基づき、集落協定等を次のとおり公表しています。

また、町ホームページでも公表していますので、ご覧ください。

- 公表期間 7月30日(月)まで (土、日、祝日を除く)
- 公表時間 午前9時から午後5時まで
- 公表場所 役場1階 農政課農業政策担当

問合せ／農業政策担当 (内線1413)

酪農家の皆様へ

農業用車両からの出火にご注意

これからの季節は牧草収穫作業の最盛期を迎え、農業用車両(トラクターやロールバレーなど)からの車両火災が、過去5年間で11件と多発しています。

その半分以上の火災が、点検と整備を行っていれば防ぐことができたものと考えられます。

作業前、作業後の点検と整備を確実にを行い、防火に努めていただきますようお願いいたします。

要注意 点検項目



- バッテリー端子の緩みはないか
- ギア、ベアリングの破損はないか
- P T O回転軸に牧草が巻き付いていないか
- エンジンルーム内やハッチ内部に牧草等は堆積していないか
- マフラーに亀裂が入っていないか
- グリスアップと注油は小まめに行う

消防署から



問合せ／予防課予防係
TEL75-2200